

		II 平成29年度準要保護認定基準																														
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																								(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)						
該当団体	17	9	12	8	5	5	11	2	2	4	5	3	3	4	6	2	1	7	0	8	10	10	10	10	0	0	8	7	17			
福井県	福井市																				1.3	課税所得	その他	341					【基準額の時期】4年前の年度。(平成25年8月の生活扶助基準の見直し前)	10%未満		
福井県	敦賀市																				1.3	課税所得	その他	320					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
福井県	小浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	300					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
福井県	大野市		○				○																				母子(父子)家庭等医療費助成制度受給者		10%未満			
福井県	勝山市																				1	総所得(税引き前)	前年度	235						10%未満		
福井県	鯖江市																				1	課税所得	その他	246					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
福井県	あわら市	○	○	○			○																				教育委員会が特に必要と認めるとき(リストラによる失業、保護者死亡による生活困窮など)		10%未満			
福井県	越前市		○				○																				・市民税の均等割額のみ課税 ・その他、これらと同程度に困窮していると教育委員会が認めるとき		15%未満			
福井県	坂井市	○	○				○														1.3	課税所得	当該年度	321						10%未満		
福井県	永平寺町	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得(税引き前)	その他	265				教育委員会が特に援助の必要があると認めるとき	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満		
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○																				生活の急変により、生活状態が悪いと認められた世帯		5%未満			
福井県	南越前町		○				○																				教育委員会が生活に困窮していると認めるもの		10%未満			
福井県	越前町																				1	課税所得	前年度	247						10%未満		
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							(1)キ、ク、サ、シ、スのいずれかに該当する者の世帯全体の年間所得から社会保険料等を差し引いた額を月額換算した額が、文部科学省が定める特別支援教育奨励費の必要額測定に準じた必要額の1.2倍未満の世帯の者		5%未満			
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	350					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○		○																		・経済的に困っている。 ・特別の事情がある(家庭の主要者が急死、災害にあうなど、経済的に困っている)		5%未満			
福井県	若狭町	○	○	○							○	○									1.2	総所得(税引き前)	その他	276					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満		

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	17	0	0	0	4	5	4	14	14	0	0	0	0	3	3	3	15	14	0	4	4	0	1	1	1	1	0	1	7	7	0	8	8	8	3	2	0	10
福井県	福井市						○	11,420									○	40,600		○	19,188								○	29,996								・支給平均額は、平成28年度実績より算出(少数点以下切捨て) ・新入学児童生徒学用品費等の額は予定
福井県	敦賀市			○	11,100	11,100											○	19,900											○	24,000								
福井県	小浜市						○	11,420									○	20,470													○	21,490	21,490					
福井県	大野市						○	11,420									○	20,470		○	0										○	21,490	21,490					・通学費、医療費はH28年度実績(通学費は実績なし)
福井県	勝山市			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	21,190	21,190					支給平均額は29年度予算の単価
福井県	鯖江市						○	11,420									○	20,470		○	0								○	29,943								・新入学児童生徒学用品費等を9月補正で、40,600円支給にする予定。補正後、差額を支給。 ・通学費はH28年度実績(実績なし)
福井県	あわら市						○	11,420									○	40,600		○	0								○	33,000								通学費、修学旅行費については28年度予算に計上した単価より算出。
福井県	越前市						○	11,420									○	40,600											○	29,642								「修学旅行費」の「支給平均額」は、平成28年度の実績額(支給平均額)を記載
福井県	坂井市						○	11,420									○	20,470										○				○	21,490	21,490				・通学費…スクールバス負担金の1/2
福井県	永平寺町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	21,490	21,490					
福井県	池田町						○	11,420									○	40,600				○	5,500	5,500							○	21,490	0					修学旅行費は実績がないため○
福井県	南越前町						○	11,420									○	40,600										○		33,059								平成28年度実績による
福井県	越前町						○	11,420									○	40,600															○	21,490				
福井県	美浜町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490					・支給平均額は29年度予算に計上した単価により記載。 ・上限額については、学年の区別なく同額。
福井県	高浜町						○	11,420									○	40,600				○	22,000															
福井県	おおい町						○	11,420									○	20,470										○		22,600	22,600							
福井県	若狭町						○	11,420									○	40,600															○	21,490				

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
該当団体	17	0	0	0	4	4	4	13	12	0	0	0	3	3	3	14	13	0	5	5	0	0	0	0	1	0	1	6	6	0	9	9	9	3	2	0	10	
福井県	福井市						○	22,320								○	47,400		○	55,338										○	90,000	71,544					・支給平均額は、平成28年度実績額より算出(少数点以下切捨て) ・新入学児童生徒学用品費等の額は予定	
福井県	敦賀市			○	21,700	21,700									○	22,900				○	62,000																	
福井県	小浜市						○	22,320								○	23,550													○	57,590	57,590						
福井県	大野市																	○	0										○	57,590	57,590						・通学費はH28年度実績(実績なし)	
福井県	勝山市			○	22,320	22,320						○	23,550	23,550															○	57,290	57,290						支給平均額は29年度の予算単価	
福井県	鯖江市						○	22,320							○	23,550		○	0		○	79,890							○	80,000							・新入学児童生徒学用品費等を9月補正で、47,400円支給にする予定。補正後、差額分を支給。 ・通学費はH28年度実績(実績なし)	
福井県	あわら市						○	22,320							○	47,400		○	22,000		○	80,000															通学費、修学旅行費については28年度予算に計上した単価より算出。	
福井県	越前市						○	22,320							○	47,400				○	69,845								○								「修学旅行費」の「支給平均額」は、平成28年度の実績額(支給平均額)を記載	
福井県	坂井市						○	22,320							○	23,550				○							○			○	57,590	57,590						・通学費・・・スクールバス利用負担金の1/2
福井県	永平寺町			○	22,320	22,320						○	23,550	23,550															○	57,590	57,590							
福井県	池田町						○	23,780							○	47,400		○	0										○	55,700	55,700						H29は予算計上していないため、H28の実績 新入学用品と通学費は実績がないので○	
福井県	南越前町						○	22,320							○	47,400				○	67,723																平成28年度実績による	
福井県	越前町						○	22,320							○	47,400																	○	70,000				
福井県	美浜町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	57,590	57,590						・支給平均額は29年度予算に計上した単価により記載。 ・上限額については、学年の区別なく同様。	
福井県	高浜町						○	22,320							○	47,400				○	77,000																	
福井県	おおい町						○	22,320							○	23,550													○	77,200	77,200							
福井県	若狭町						○	22,320							○	47,400																	○	57,590				

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)		
該当団体	17	15	2	2	
福井県	福井市		○	卒業生の制服等を集め、バザーで安く販売している学校がある。(学校独自の取組)	福祉事務所において、経済的に困窮している世帯の児童生徒を対象とした学習支援事業を実施している。
福井県	敦賀市		○	いくつかの学校で、希望する児童生徒を対象に、制服等のリサイクルを行っている。	
福井県	小浜市	○			
福井県	大野市	○			
福井県	勝山市	○			
福井県	鯖江市	○			
福井県	あわら市	○			
福井県	越前市	○			
福井県	坂井市	○			
福井県	永平寺町	○			
福井県	池田町	○			
福井県	南越前町	○			
福井県	越前町	○			
福井県	美浜町	○			
福井県	高浜町	○			中学生及び高校生保護者への通学費助成
福井県	おおい町	○			
福井県	若狭町	○			